

医療保障について考えよう

収入補償編

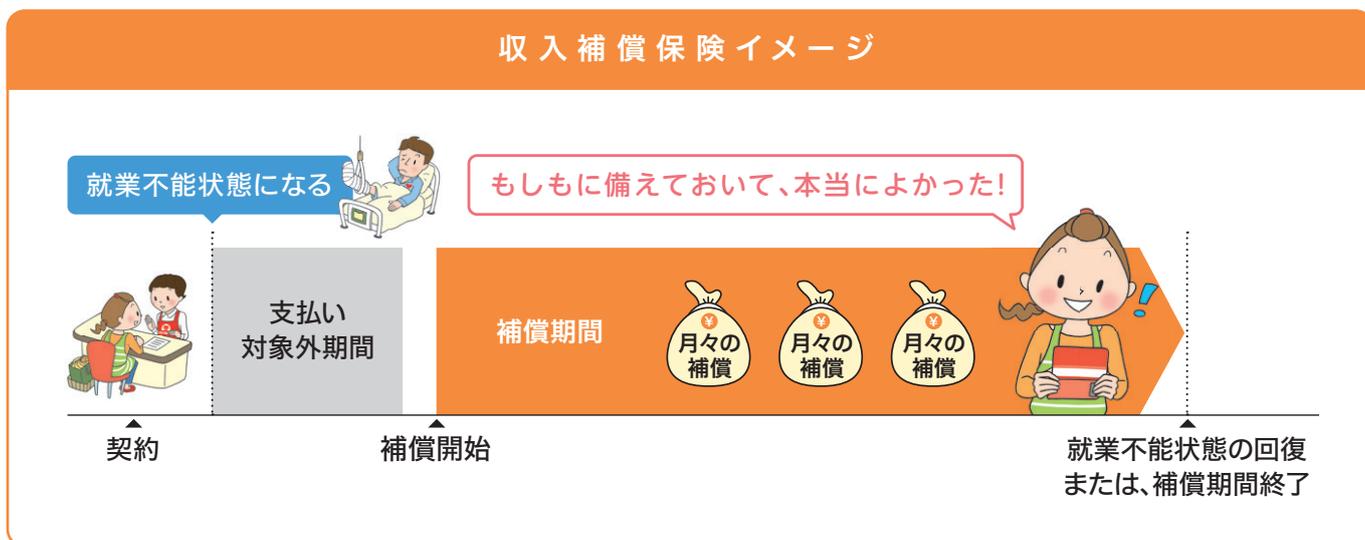
働けなくなってしまったときの保障は、現在の貯蓄や家族の収入、毎月の支払いなどをもとに検討しましょう。



収入補償保険(就業不能保険)について知っておきましょう。

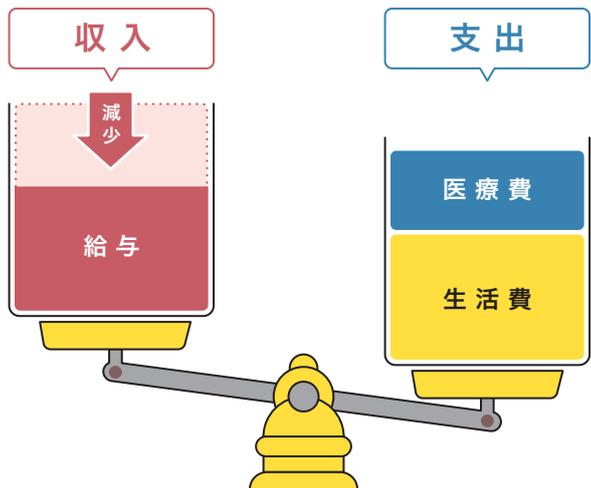
大きなケガや病気で働けなくなってしまった際に、一定期間の収入を補償するための保険が収入補償保険(就業不能保険)です。

収入補償保険イメージ



働けなくなったときのリスクを知っておきましょう。

大きなケガや病気によって長期間働くことができずに世帯収入が減少してしまった中で、自身の生活費・医療費・介護費などが引き続きかかります。また、住宅ローンがある場合その返済も続くため、亡くなってしまった場合以上に経済的負担が大きくなることが多いです。

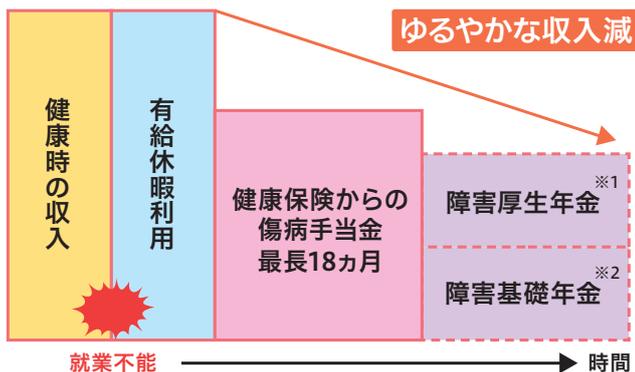


この保障のメリットは、休職や退職に伴う収入減といった不安要素が軽減され、安心して治療に専念できる点にあります。収入補償は、仕事が出来ない状態という限定的なリスクに備えるものです。補償で備えるか、貯蓄やその他の家族の収入、住宅ローン・マイカーローンの残額などの状況によって検討するのが望ましいでしょう。

自身が加入している健康保険から もらえる給付について確認しましょう。

会社員の場合

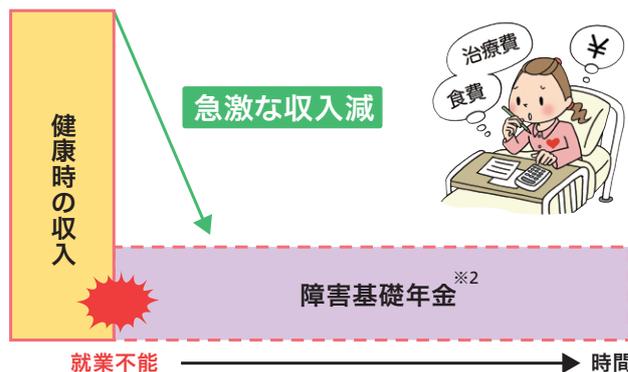
加入している健康保険より、傷病手当金や障害厚生年金等の給付があります。しかし、傷病手当金の給付期間は最長で1年6ヵ月までの期限があります。また障害厚生年金等の給付は一定の高度障害等級に該当する場合等に限られています。



※1 重度の障害認定(1級～3級)を受けた場合 ※2 重度の障害認定(1級～2級)を受けた場合

自営業の場合

加入している健康保険より、障害基礎年金の給付があります。しかし、障害基礎年金の給付は一定の高度障害等級に該当する場合に限られています。また、会社員のような傷病手当金の給付がないことから、経済的な負担が大きくなりやすいでしょう。

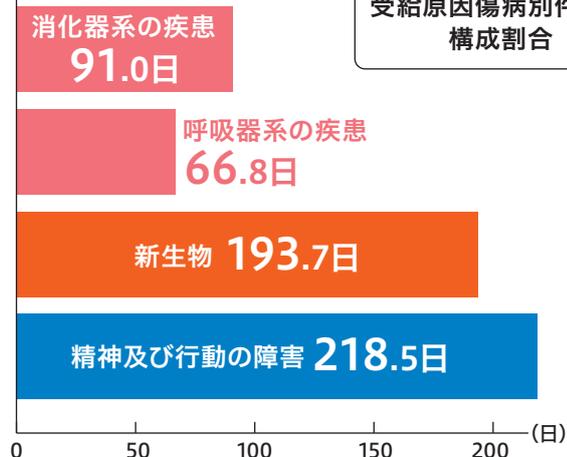


精神疾患により休職される方が増えています。

収入補償保険では、精神疾患による休職時の収入も補償される場合があります。精神疾患による休職は他の病気に比べて休職期間も長くなる傾向にあります。収入補償保険を検討する際には、精神疾患による休職の保障について確認することも大切です。

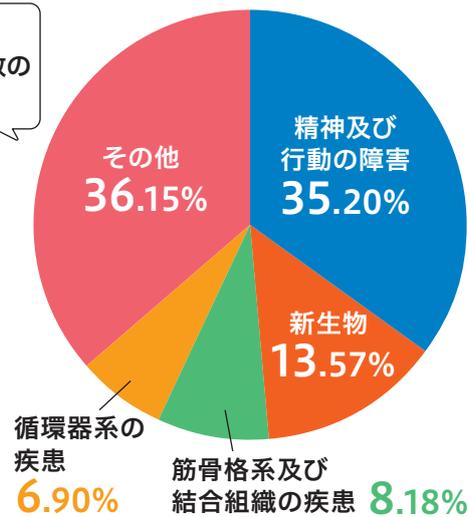


傷病手当金 平均支給期間



全国健康保険協会 現金給付受給者状況調査(令和5年度)より

傷病手当金 受給原因傷病別件数の 構成割合



全国健康保険協会 現金給付受給者状況調査(令和5年度)より



GLTD(団体長期障害所得補償保険)について知っておきましょう。

民間の大手企業の中には従業員の福利厚生制度の一つとして、働けなくなったときの補償を用意している場合があります。企業にお勤めの方は、職場の福利厚生制度を確認してみましょう。